

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道議会委員会条例の一部を改正する条例……………（議会事務局議事課）	1
○北海道議会基本条例の一部を改正する条例……………（議会事務局政策調査課）	1
○北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例の一部を改正する条例 ……………（議会事務局総務課）	1

道議会告示

○北海道議会会議規則の一部を改正する規則……………	4
○北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する規程の一部を改正する規程……………	4

条 例

北海道議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第133号

北海道議会委員会条例の一部を改正する条例

北海道議会委員会条例（昭和31年北海道条例第61号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第6条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において議長が定める日から施行する。

北海道議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第134号

北海道議会基本条例の一部を改正する条例

北海道議会基本条例（平成21年北海道条例第75号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第109条第4項、第109条の2第4項及び第110条第4項」を「第109条第2項から第4項まで」に改める。

第13条の見出しを「（政務活動費）」に改め、同条中「第11条に規定する」及び「活動に係る」を削り、「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において議長が定める日から施行する。

北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第135号

北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例の一部を改正する条例

北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例（平成13年北海道条例第41号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道議会の会派及び議員の政務活動費に関する条例

第1条中「及び第15項」を「から第16項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を、「会派」の次に「（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第8条を削る。

第7条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項中「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に改め、同条を第6条とする。

第4条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第5条とする。

第3条の見出し並びに同条第1項及び第3項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第4条とする。

第2条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「議会の」及び「（所属議員が1人の場合を含む。）」を削り、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第2条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等、道政の課題及び道民の意思を把握し、道政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、会派にあっては別表第1に、議員にあっては別表第2に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第9条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第10条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「期すため、」を「期するため、前条の規定により提出された」に、「に関し」を「（以下「収支報告書等」という。）に関し」に改め、同条第2項中「北海道議会政務調査費調査等協議会」を「北海道議会政務活動費調査等協議会」に改め、同条第3項中「収支報告書及び領収書等の写し」を「収支報告書等」に改める。

第11条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「第8条」を「第2条」に、「使途基準」を「政務活動費を充てることができる経費の範囲」に改める。

第12条第1項中「第9条の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写し（以下「」及び「」という。）」を削る。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（透明性の確保）

第13条 議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとする。

附則第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「平成23年8月1日」を「北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例の一部を改正する条例（平成24年北海道条例第135号）の施行の日」に、「第4条第1項」を「第5条第1項」に改める。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第2条関係）

会派に係る政務活動に要する経費

経 費	内 容
調 査 研 究 費	会派（所属議員を含む。以下同じ。）が行う道の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研 修 費	1 会派が行う研修会、講演会等（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広 聴 広 報 費	会派が行う道政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会 議 費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資 料 作 成 費	会派が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
資 料 購 入 費	会派が行う活動のために必要な図書・資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別表第2（第2条関係）

議員に係る政務活動に要する経費

経 費	内 容
調 査 研 究 費	議員が行う道の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研 修 費	1 議員が行う研修会、講演会等（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議

	員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う道政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書・資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第9条第1項、第2項関係）

年度政務活動費収支報告書

年 月 日

北海道議会議長 様

会派名

代表者名

㊞

年度政務活動費に係る収支報告について

北海道議会の会派及び議員の政務活動費に関する条例第9条第1項（第2項）に基づき、次のとおり 年度政務活動費の収支を報告します。

1 収 入

政務活動費

2 支 出

（単位：円）

経 費	支 出 額	備 考
調査研究費		
研修費		
広聴広報費		
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		

事務費		
人件費		
合 計		

3 残 余

注）備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

（日本工業規格A4）

別記第2号様式（第9条第1項、第3項関係）

年度政務活動費収支報告書

年 月 日

北海道議会議長 様

氏 名

㊞

年度政務活動費に係る収支報告について

北海道議会の会派及び議員の政務活動費に関する条例第9条第1項（第3項）に基づき、次のとおり 年度政務活動費の収支を報告します。

1 収 入

政務活動費

2 支 出

（単位：円）

経 費	支 出 額	備 考
調査研究費		
研修費		
広聴広報費		
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
事務所費		
事務費		
人件費		
合 計		

3 残 余

注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。 (日本工業規格A4) 附 則 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において議長が定める日から施行する。 2 この条例による改正後の北海道議会の会派及び議員の政務活動費に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第8条第1項の規定により知事が行う交付の決定に係る政務活動費から適用し、施行日前にこの条例による改正前の北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例(以下「旧条例」という。)第7条第1項の規定により知事が行った交付の決定に係る政務調査費については、なお従前の例による。この場合において、旧条例第10条第2項中「北海道議会政務調査費調査等協議会」とあるのは、「北海道議会政務活動費調査等協議会」とする。 3 この条例の施行の際現に旧条例第5条第1項から第3項までの規定により提出されている届出は、それぞれ施行日に新条例第6条第1項から第3項までの規定により提出された届出とみなす。	平成13年北海道議会告示第1号(北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する規程)の一部を次のように改正する。 平成24年12月28日 北海道議会議長 喜 多 龍 一 北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する規程の一部を改正する規程 北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する規程(平成13年北海道議会告示第1号)の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。 北海道議会の会派及び議員の政務活動費に関する規程 第1条中「北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例」を「北海道議会の会派及び議員の政務活動費に関する条例」に改める。 第1条の2を削る。 第4条を削る。 第3条中「第6条」を「第7条」に改め、同条を第4条とする。 第2条第1項中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条第2項中「第5条第2項」を「第6条第2項」に改め、同条第3項中「第5条第3項」を「第6条第3項」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。 (運用方針) 第2条 議長は、条例第2条に規定する政務活動費を充てることができる経費に関し、運用方針を定めるものとする。 2 会派及び議員は、政務活動費の支出に当たっては、前項の運用方針を尊重しなければならない。 第5条第1項中「領収書等の写しの提出は、」を「規定による領収書その他の支出の事実を証する書類(以下「領収書等」という。)の写しの添付は、領収書等の写しを」に、「別に」を「貼付し、別に」に改め、同条第2項中「条例第9条第4項の領収書その他の支出の事実を証明する書類」を「領収書等」に、「によって、これ」を「の添付をもって、条例第9条第4項の規定による領収書等の写しの添付」に改める。 第6条中「収支報告書等」を「収支報告書及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)」に改める。 第7条第1項中「収支報告書及び領収書等の写し」を「収支報告書等」に、「第8条の使途基準」を「第2条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲」に改める。 第8条中「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に、「政務調査費の」を「政務活動費の」に改める。 別表第1及び別表第2を削る。 別記第1号様式中「第2条第1項」を「第3条第1項」に、「北海道議会の会派及び議員
道 議 会 告 示	
北海道議会告示第2号 昭和31年北海道議会告示第1号(北海道議会会議規則)の一部を次のように改正する。 平成24年12月28日 北海道議会議長 喜 多 龍 一 北海道議会会議規則の一部を改正する規則 北海道議会会議規則(昭和31年北海道議会告示第1号)の一部を次のように改正する。 第17条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。 第78条第3項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第78条第3項の改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において議長が定める日から施行する。 北海道議会告示第3号	

の政務調査費に関する条例第5条第1項」を「北海道議会の会派及び議員の政務活動費に関する条例第6条第1項」に、「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に改める。

別記第2号様式中「第2条第2項」を「第3条第2項」に、「北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例第5条第2項」を「北海道議会の会派及び議員の政務活動費に関する条例第6条第2項」に、「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に改める。

別記第3号様式中「第2条第3項」を「第3条第3項」に、「北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例第5条第3項」を「北海道議会の会派及び議員の政務活動費に関する条例第6条第3項」に改める。

別記第4号様式中「第3条」を「第4条」に、「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例第6条」を「北海道議会の会派及び議員の政務活動費に関する条例第7条」に改める。

別記第5号様式を次のように改める。

別記第5号様式（第5条第1項関係）

領収書等添付票	
整理番号	
使途項目	調査研究費 研修費 広報広報費 要請陳情等活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 事務所費 事務費 人件費
	(細目)
領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しの貼付欄	

領収書等金額（a）	按分率（b）	政務活動費支出額（a×b）
	／	
円	%	円

（注）按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分の率及び政務活動費の支出額をそれぞれの該当欄に記入すること。

別記第7号様式中「政務調査費収支報告書等」を「政務活動費収支報告書等」に、「北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する規程」を「北海道議会の会派及び議員の政務活動費に関する規程」に、「北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例」を「北海道議会の会派及び議員の政務活動費に関する条例」に、「政務調査費の」を「政務活動費の」に改める。

附 則

この規程は、北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例の一部を改正する条例（平成24年北海道条例第135号）の施行の日から施行する。